

WTO紛争処理と途上国

- RPT仲裁決定における「特別かつ異なる待遇」規定の意義と限界 -

小 寺 智 史

序

. WTO紛争処理手続におけるRPT決定

1. 関連規定
2. RPT仲裁の構造

. RPT仲裁決定の基本原則

1. 「15箇月」を超えるべきではないという指針
2. 「妥当な期間」の定義
3. その他

. RPT仲裁におけるS&D規定の受益者の範囲

1. 問題の所在
2. 申立国である途上国
3. 第三国である途上国

. RPT仲裁におけるS&D規定の援用と適用

1. 21条2項の適用が否定された事例
 - (1) 「明確性」が欠如している場合
 - (2) 実施国・申立国双方が途上国である場合
2. 21条2項の適用が肯定された事例
 - (1) 実施途上国が「深刻な経済的・財政的状況」にある場合
 - (2) 申立途上国が明確な立証に成功した場合(？)

結

序

1995年に設立された世界貿易機関（World Trade Organization, WTO）は、その特異な紛争処理手続で注目を集めてきた。「司法化」された手続と称されるWTO紛争処理手続では、他の国際裁判所とは異なり事実上の強制管轄権が認められ、WTO諸協定に関するすべての紛争が一元的に処理される。WTOが設立された当時、ガット時代の「権力指向的」な紛争処理と対置される「ルール指向的」な紛争処理方法が確立されることで¹⁾、加盟国間の力の格差にかかわらず、公平な紛争処理がなされるものと期待された。実際、同手続においてパネル・上級委員会報告がはじめて採択された米国ガソリン事件²⁾において、途上国であるベネズエラとブラジルが米国を相手取って争い勝利したことで、このような期待は一層大きくなったといえよう。

しかし、WTO設立当初から意識されていたように³⁾、WTO紛争処理手続における加盟国間の力の不均衡という問題が、手続の「司法化」によって完全に解決したわけではない。実際、WTO紛争処理手続を利用するうえで途上国は多様なコストを負わなければならない、豊富な人的・財政的資源を有する先進国と同等に争うことは困難である⁴⁾。そこで、途上国に対して先進国よりも有利な「特別かつ異なる待遇（Special and Differential Treatment, S&D）」を付与することで、紛争当事者間の「実質的平等」⁵⁾を確保し、より公平かつ実効的な紛争処理手続を確立することが求められる。実際、WTO紛争処理手続を規律する紛争解決了解（Dispute Settlement Understanding, DSU）には、他のWTO諸協定と同様、S&Dを定めるいくつかの規定（S&D規定）が導入されている⁶⁾。

ただし現状では、DSUを含むWTO諸協定中のS&D規定が、途上国の期待通りに機能しているとはいえない。その理由としては通常、S&D規定の抽象性・一般性⁷⁾やその法的性質⁸⁾が指摘されるが、それらが実際に実効性の欠如の真の原因であるか否かは、同規定が導入されている協定及びWTO体制全体という文脈のなかで明らかにされなければならない。この点、WTO紛争処理手続における国家間の発展格差の緩和・是正に対して、S&D規定が果たす意義につ

いて判断を下すためには、DSU中のS&D規定の適用状態及びその結果に関するより慎重かつ詳細な分析が求められる⁹⁾。

本稿は、以上の問題意識に基づき、WTO紛争処理手続におけるS&D規定の意義と限界について考察を加えるものであるが、その際、とりわけ同手続の実施段階に着目する。WTO紛争処理手続では、パネル及び上級委員会による報告書が紛争解決機関(Dispute Settlement Body, DSB)によって採択されると、次にDSBの勧告・裁定を実施する段階へと移行する。本稿が取り上げるのは、この実施段階の最初の手続である、DSBの勧告・裁定を実施するための「妥当な期間(Reasonable Period of Time, RPT)」の決定である。後にみるように、RPTは紛争当事国間の合意によって通常決められるが、合意が得られなかった場合には、DSU21条3項(c)が定める仲裁(RPT仲裁)によって決定される。

対抗措置等の実施段階を構成するその他の段階と比べて、RPT決定がこれまでで学問上注目されてきたとはいえない¹⁰⁾。しかし、WTO紛争処理手続全体において同決定が有する意義は、少なくとも次の2つの点からしてきわめて大きい。第一に、RPTとして認められた期間中は、WTO協定に違反する状態が継続するという点である。例えば、仮にRPTが10年となれば、被申立国(実施国)は、DSBによる勧告・裁定の採択の日から10年間は、WTO協定違反の措置を維持することが認められることになる。第二に、RPTが経過してはじめて、対抗措置等の次の段階に移行するという点である。その結果、申立国は、RPT中にWTO協定違反の措置によって生じる損害を甘受しなければならないことになる。このようにRPTの決定は、WTO紛争処理手続の迅速性及び実効性に多大な影響を与える。

本稿は、RPTの決定においてS&D規定が及ぼす影響を分析するものである。この点、RPTに関する既存の研究は、上で指摘した重要性に照らして著しく不十分であり¹¹⁾、体系的なものとしては、彭心儀(Shin-yi Peng)の論文¹²⁾があるのみである。同論文は、RPTに関する包括的な優れた研究であり、S&D規定の影響についても分析がなされている。本稿も彼女の分析に多く依拠しているが、しかし少なくとも次の2つの点において区別される。第一に、彭心儀の研

究は、その体系性・包括性ゆえに、RPT決定にS&D規定が及ぼす影響に関する分析が不十分であるという点である。そのことは特に、S&D規定が援用・適用された事例の分析に顕著である。それに対して本稿は、RPT仲裁決定を可能な限り詳細に引用・分析することで、各決定の背後に存在する論理を明らかにすることに重点を置いた。第二に、同論文が公刊されたのが2008年であるのに対して、本稿ではその後の動向を分析の対象に加えている。

以下ではまず、WTO紛争処理手続におけるRPT決定の位置づけを確認する()。次に、従来のRPT仲裁決定で形成されてきた基本原則について、その端緒となった「ECホルモン牛肉事件」RPT仲裁決定に基づいて論じる()。その後、RPT決定におけるS&D規定の意義について、同規定の受益者の範囲という観点から論じ()。さらにRPT仲裁決定において同規定が援用・適用されてきた事例を分析する()。最後に、それら分析によって示されるRPT決定におけるS&D規定の意義及び限界について論じる(結)

・WTO紛争処理手続におけるRPT決定

WTO紛争処理手続は、協議からパネル・上級委員会報告の採択に至る審理段階と、同報告の実施を監視する実施段階とに大別することができる。RPTの決定は、後者の実施段階の最初に位置づけられる。以下ではまず、WTO紛争処理手続を規律するDSUのなかで関連する諸規定を確認し、その後、本稿の分析の対象であるRPT仲裁の構造を分析する。

1. 関連規定

WTO紛争解決手続を規律するDSUにおいて、RPTに関しては21条(勧告及び裁定の実施の監視)が規定している。本稿と関連する1項、2項、3項、7項及び8項は、以下のように定めている¹³⁾。

DSU21条(勧告及び裁定の実施の監視)

1. 紛争解決機関の勧告又は裁定の速やかな実施は、すべての加盟国の

利益となるような効果的な紛争解決を確保するために必要不可欠である。

2. 紛争解決の対象となった措置に関し、開発途上加盟国の利害関係に影響を及ぼす問題については、特別の注意が払われるべきである。
3. 関係加盟国は、小委員会又は上級委員会の報告の採択の日の後30日以内に開催される紛争解決機関の会合において、同機関の勧告及び裁定の実施に関する自国の意思を通報する（注）。勧告及び裁定を速やかに実施することができない場合には、関係加盟国は、その実施のための妥当な期間を与えられる。妥当な期間は、次の（a）から（c）までに定めるいずれかの期間とする。

注 紛争解決機関の会合がこの期間内に予定されていない場合には、この目的のために開催される。

- （a）関係加盟国が提案する期間。ただし、紛争解決機関による承認を必要とする。
- （b）（a）の承認がない場合には、勧告及び裁定の採択の日の後45日以内に紛争当事国が合意した期間
- （c）（b）の合意がない場合には、勧告及び裁定の採択の日の後90日以内に拘束力ある仲裁によって決定される期間（注1）。仲裁が行われる場合には、仲裁人（注2）に対し、小委員会又は上級委員会の勧告を実施するための妥当な期間がその報告の採択の日から15箇月を超えるべきではないとの指針が与えられるべきである。この15箇月の期間は、特別の事情があるときは、短縮し又は延長することができる。

注1 紛争当事国が問題を仲裁に付した後10日以内に仲裁人について合意することができない場合には、事務局長は、10日以内に、当該当事国と協議の上仲裁人を任命する。

注2 仲裁人は、個人であるか集団であるかを問わない。

（中略）

7. 問題が開発途上加盟国によって提起されたものである場合には、紛争解決機関は、同機関がその状況に応じて更にいかなる適当な措置をとり得るかを検討する。
8. 問題が開発途上加盟国によって提起されたものである場合には、紛争解決機関は、同機関がいかなる適当な措置をとり得るかを検討するに当たり、申し立てられた措置の貿易に関する側面のみでなく、関係を有する開発途上加盟国の経済に及ぼす影響も考慮に入れる。

DSU21条はまず1項で、勧告・裁定の「速やかな実施(prompt compliance)」の重要性を指摘し、続いて、2項が「.....開発途上加盟国の利害関係(interests)に影響を及ぼす問題については、特別の注意(particular attention)が払われるべきである」旨規定している。21条には2項のほか7項及び8項のS&D規定が存在するが、2項がきわめて一般的に規定されているのに対し、7項及び8項の場合、「問題が開発途上加盟国によって提起された場合」として適用状況が限定されている。また、一般的な規定である2項とは異なり、7項及び8項の場合、紛争解決機関(DSB)が名宛人として特定されている点にも文言上の違いがみられる¹⁴⁾。なお、WTO事務局はWTO諸協定中のS&D規定を、(i)途上加盟国の貿易機会の増大を目的とする規定、(ii)WTO加盟国が途上加盟国の利害関係を擁護すべきことを定める規定、(iii)約束、行動及び政策手段の使用の柔軟性、(iv)移行期間、(v)技術支援、並びに(vi)後発開発途上加盟国に関する規定の6つの類型に区別しているが、このうち21条2項、7項及び8項はいずれも、(ii)の「WTO加盟国が途上加盟国の利害関係を擁護すべきことを定める規定」に分類されている¹⁵⁾。

RPT決定に関して規定しているのが、21条3項である。同項のもと、実施国は、DSBの勧告・裁定を「速やかに実施することができない(impracticable to comply immediately)」場合にRPTを付与される。この点、同項はRPTの決定に関して、3つの方法を定めている。すなわち、(a)関係加盟国が提案しDSBが承認した期間、(b)紛争当事国が合意した期間、(c)拘束力ある仲裁によって決定される期間の3つであり、(a)(b)によるRPT決定が失敗した場合、

(c) の仲裁 (RPT 仲裁) によって決定されることになる。

2. RPT 仲裁の構造

DSU のもとでは、RPT は最終的に 21 条 3 項 (c) に規定する RPT 仲裁において決定されるが、RPT の概念が導入された 1989 年 4 月 12 日の「ガット紛争処理に関する規定及び手続についての改善」に係る決定¹⁶⁾ (以下、「改善」) においては、仲裁に関する言及は存在しなかった。すなわち、同決定の 1 節「勧告及び裁定の実施の監視」第 2 パラグラフは、「関係締約国は、理事会に対して、勧告及び裁定の実施に関する自国の意思を通報する。勧告及び裁定を速やかに実施することができない場合には、当該締約国は、その実施のための妥当な期間が与えられる」と規定するのみであった。RPT を決定する方法・主体についてもまったく規定されておらず、その結果、論者間で意見の相違がみられた。例えば、キャナル＝フォルグとオストリハンスキーは 1990 年の段階で、「……すべての加盟国の法体系及び議会の慣行が多様であることを考慮すると、妥当な期間を決定する規範的な基準を設定することは不可能である。したがって、必然的に、事例ごとに決定がなされなければならない、このような決定を下すうえで理事会が最も適した機関であるように思われる」¹⁷⁾ と述べ、理事会が RPT を決定すべきであると主張していた。

このように、ウルグアイ・ラウンドにおいては RPT 決定の主体などについて未確定な部分があったものの、最終的には、現在の 21 条 3 項へと至ることになった。現規定が 1989 年の「改善」と大きく異なるのは、以下の文が導入されたことである。

……仲裁が行われる場合には、仲裁人に対し、小委員会又は上級委員会の勧告を実施するための妥当な期間がその報告の採択の日から、15 箇月を超えるべきではないとの指針 (guideline) が与えられるべきである。この 15 箇月の期間は、特別の事情 (particular circumstances) がある場合には、延長又は短縮することができる。(下線筆者)

現在のRPT仲裁では、DSBの勧告・裁定を実施する国（実施国）と申立国とがRPTの長さについて議論を交わし、仲裁人が最終的に決定を下すことになるが、その過程において、仲裁人に与えられる「15箇月」という指針とは何か、RPTに影響を及ぼす「特別の事情」とは何か、又はそもそも「妥当な期間=RPT」とは何か、などの解釈上の諸問題が提起されてきた。後に検討するように、本稿との関係では、21条2項その他のS&D規定を媒介に、途上国であるという事情が21条3項(c)に定める「特別の事情」とみなされ、かつRPT決定に影響を及ぼすか否か、ということが重要となる。

・RPT仲裁決定の基本原則

現在（2012年1月10日）までに25のRPT仲裁決定が下されているが、仲裁という性質にもかかわらず、それら決定は事実上の判例法を形成しているとみなすことができる。この端緒となったのが、ECホルモン牛肉事件RPT仲裁決定¹⁸⁾である。同決定は、日本酒税事件 RPT仲裁決定¹⁹⁾、ECバナナ事件 RPT仲裁決定²⁰⁾に続く3件目の事例である。それまでの仲裁人がきわめて簡単に「15箇月」という指針にしたがって決定を下したのに対して、同事件では21条3項(c)に関して重要な解釈を示し、それら解釈は、現在に至るまで各事件の仲裁人によって援用され続けている。以下では、同仲裁決定で示されたいくつかの基本原則を確認する。

1. 「15箇月」を超えるべきではないという指針

DSU21条3項(c)は、仲裁人に対して、RPTがDSBによる勧告・裁定の採択の日から「15箇月」を超えるべきではないという指針を与えている。1989年の「改善」段階では規定されていなかった指針がDSUに導入されることで、
一三九
解釈上、RPT決定におけるこの「15箇月」という期間の意義が問題となった。この点、ECホルモン牛肉事件RPT仲裁において、仲裁人は以下のように述べている。

21条3項(c)の用語の通常の意味が示すのは、15箇月が「仲裁人にとっての指針」であり、ルールではないということである。言い換えれば、15箇月は通常の事例における外縁又は上限である……しかしながら、21条3項(c)が示すように、RPTは、特別の事情があるときは、短縮し又は延長することができる²¹⁾。(下線筆者)

以上の決定において重要なのは、次の2つの点である。第一に、「15箇月」が仲裁人にとっての指針でありルールではないと指摘していることである。すなわち、実施国は自動的に「15箇月」のRPTを付与される権利を有するわけではない。第二に、「15箇月」は通常の事例における外縁・上限とされたことである。21条3項の文言上、RPTは「特別の事情」の存否によって、「15箇月±」として決定されるように思われる。しかし、同仲裁決定が示唆しているのは、15箇月というのはあくまでも限界であって基準ではない、ということである。

2. 「妥当な期間」の定義

そこで必要となるのが、RPT決定の際に参照すべき「15箇月」にとってかわる基準である。同決定において、仲裁人はRPTについて次のように定義し、新たな基準を提示した。

21条3項(c)はまた、その文脈並びにDSUの趣旨及び目的に照らして解釈されるべきである。この点に関して考慮すべきものとして、DSUの他の諸規定、とりわけ21条3項及び3条3項が含まれる。21条1項は、「紛争解決機関の勧告又は裁定の速やかな (*prompt*) 実施は、すべての加盟国の利益となるような効果的な紛争解決を確保するために必要不可欠である」と規定している。3条3項は、「加盟国が、対象協定に基づき直接又は間接に自国に与えられた利益が他の加盟国がとる措置によって侵害されていると認める場合において、そのような事態を迅速に (*prompt*) 解決することは、世界貿易機関が効果的に機能し、かつ、加盟国の権利と義務との間において適正な均衡が維持されるために不可欠である」と規定する。コンサ

イス・オックスフォード辞典は、「速やかな/迅速に (prompt)」という用語を、「(a) 俊敏に行動すること、準備できていること (b) すぐに又は直ちにつくられる、行われること」と定義している。文脈から明らかなのは、21条3項(c)のもと決定されるRPTは、DSBの勧告・裁定を実施するために当該国の法制度のもとで可能な最短期間 (the shortest period possible within the legal system of Member to implement the recommendations and rulings of the DSB)であるべきということである。通常の事例において、この期間は15箇月を超えるべきではないが、短縮されることはありえる²²⁾。(下線筆者)

この「DSBの勧告・裁定を実施するために当該国の法制度のもとで可能な最短期間」というRPTの定義は、各仲裁人によって現在まで引用され続けているが、その重要性は、先ほどの「15箇月」という指針と合わせて読むと一層明らかとなる。21条3項(c)は「この15箇月の期間は、特別の事情があるときは、短縮し又は延長することができる」と規定し、その文言上、「15箇月±」を「特別の事情」の存在の有無によって決定しているかのように思われる。しかし、この決定が示したのは、「15箇月」は指針であってルール・基準ではないということであり、そのかわりに定立されたのが「DSBの勧告・裁定を実施するために当該国の法制度のもとで可能な最短期間」という基準である。つまり、同決定において明らかとなったのは、RPTは「15箇月±」ではなく、「...最短期間 15箇月」という形式のもとで決定されるということである。実際、上級委員会事務局のツドゥックは2005年の段階で、「より近年の仲裁の慣行では、15箇月という指針はむしろ許容限度期間とみなされているように思われる」²³⁾と述べているが、ECホルモン牛肉事件RPT仲裁はこのような慣行の契機となったものとみなすことができる。

それでは、「特別の事情」はRPTの決定においてどのように位置づけられるのであろうか。この点、その後のカナダ医薬品特許事件RPT仲裁決定が重要である。というのも、同仲裁において、「特別の事情」が「DSBの勧告・裁定を実施するために当該国の法制度のもとで可能な最短期間に影響を及ぼしうるも

の」²⁴⁾と明確に位置づけられたからである。さらに仲裁人は、「21条3項に言及される『特別の事情』は、加盟国の法制度のもとで可能な最短期間の評価と無関係の要素を含まない……RPTの決定は、関連する法的要件の検討に依拠した法的な判断でなければならない」²⁵⁾と指摘し、「…最短期間」と「特別の事情」との排他的な関連性を強調している。

3. その他

以上のように、ECホルモン牛肉事件RPT仲裁では、後の仲裁に大きな影響を与える新たなRPTの定義及び決定方式が示された。同決定ではその他にも、勧告・裁定の実施方法及び立証責任に関して重要な判断が示された。

まず、勧告・裁定の実施方法に関して、RPTを決定する場合、DSBの勧告・裁定をいかなる手段によって実施するかということが問題となる。というのも、実施のために選択される手段によって、RPT、すなわち「DSBの勧告・裁定を実施するために当該国の法制度のもとで可能な最短期間」が変化するためである。この点、仲裁人は「実施国は、DSBの勧告及び裁定並びに対象協定と一致する限りにおいて、実施手段を選択する一定の裁量を有する」²⁶⁾と述べ、実施国に対して一定の裁量を認めた。

また立証責任に関しても、後の仲裁決定に受け継がれる重要な判断が示された。先に述べたように、RPTは原則として「…最短期間 15箇月」という定式のもと決定されるが、この「…最短期間」を左右するのが「特別の事情」の存在である。実施国・申立国のいずれが同事情の存在を立証すべきかについて、仲裁人は、「思うに、短縮し又は延長することを正当化する『特別の事情』が存在することを証明しようとする当事者が、21条3項のもとで立証責任を負う」²⁷⁾と判示した。

. RPT仲裁におけるS&D規定の受益者の範囲

前章で確認したように、RPTは「…最短期間 15箇月」という定式のもと決定され、「…最短期間」は「特別の事情」によって左右される。この「特別の

事情」に関しては様々な類型化がありうる²⁸⁾が、本稿の問題意識との関係で重要なのは、「途上国」であることが「特別の事情」としてRPT決定に影響を及ぼすか否か、またそれに際して21条2項に代表されるS&D規定はいかなる意義を有するか、という点である。

次章では具体的に、当事者たちによってDSU21条2項が援用された事例を取り上げて検討するが、本章ではその前提として、S&D規定の受益者である「開発途上加盟国」の範囲、より具体的には、DSU21条2項の「開発途上加盟国」の範囲を検討する。

1. 問題の所在

これまで25の仲裁決定がなされたが、そのうち、21条2項(又は7項、8項)が当事者によって援用されたのは、12件においてである(文末の表参照)。このうち、実施国である途上国がS&D規定を援用した事例が5件(インドネシア自動車事件RPT仲裁²⁹⁾、チリ酒税事件RPT仲裁³⁰⁾、アルゼンチン牛革事件RPT仲裁³¹⁾、チリ農産物価格帯事件RPT仲裁³²⁾、コロンビア入港規制措置事件RPT仲裁³³⁾)である。他方で、申立国である途上国がS&D規定を援用したのが9件(ECバナナ事件 RPT仲裁³⁴⁾、米国バード修正条項事件RPT仲裁³⁵⁾、EC特惠事件RPT仲裁³⁶⁾、米国OCTGサンセットレビュー事件RPT仲裁³⁷⁾、米国賭博サービス事件RPT仲裁³⁸⁾、EC砂糖輸出補助金事件RPT仲裁³⁹⁾、EC鶏肉分類事件RPT仲裁⁴⁰⁾)である。両者を足すと14件となるが、これは、チリ農産物価格帯事件RPT仲裁(実施国：チリ、申立国：アルゼンチン)及びコロンビア入港規制措置事件RPT仲裁(実施国：コロンビア、申立国：パナマ)においては、実施国・申立国双方が途上国であり、互いにS&D規定を援用したからである。

このようにRPT仲裁においては、途上国は、実施国である場合も申立国である場合も、21条2項を援用している。さらに場合によっては、実施途上国及び申立途上国がともに同項を援用することで、RPTの短縮又は延長を試みている。ここで解釈上争いとなってきたのが、S&D規定の受益国の範囲という問題、より具体的には、21条2項の「開発途上加盟国」の範囲という問題である。すなわち、21条2項のもと、「実施国」のみならず、「申立国」である開発途上加盟

国の利害関係に影響を及ぼす問題についても考慮することが求められるのであろうか。さらには、同項のもと、実施国でも申立国でもない「第三国」である開発途上加盟国の問題に関しても考慮すべきか否か、という問題が提起されることになった。

2. 申立国である途上国

実施国である途上国は、21条2項を援用することでRPTの「延長」を主張するのに対して、申立国である途上国は、同項の援用を通じて、実施国に付与されるRPTの「短縮」を試みる。すなわち、申立途上国は、実施国のWTO違反措置が自らの開発途上加盟国としての「利害関係」に影響を及ぼしていると主張し、当該措置のより迅速な撤回・修正を求める。ここで問題となるのは、援用される21条2項の「開発途上加盟国」に、実施国のみならず、申立国も含まれるか否かということである。

この点、いくつかの仲裁決定において、同項の範囲に実施途上国と申立途上国の双方が含まれることが一般的に確認されている。例えば、バード修正条項事件RPT仲裁において、仲裁人は「文言上、21条2項は、関係する開発途上加盟国が実施国である場合と申立国である場合とを区別していない」⁴¹⁾と述べている。また同様に、EC砂糖輸出補助金事件RPT仲裁決定では、「……21条2項は、仲裁人に対して、実施途上加盟国と申立途上加盟国双方の『利害関係に影響を及ぼす問題』について『特別の注意』を払うことを指示するものとして解釈されなければならない」⁴²⁾として、21条2項の「開発途上加盟国」に両者が含まれることを明確にしている。

以上で指摘した仲裁はすべて、申立国である途上国が先進国を相手に21条2項を援用した事件であるが、実施国と申立国双方が途上国である事例においても、同項の射程に関して基本的に変化はない。例えば、実施国がチリ、申立国がアルゼンチンであったチリ農産物価格帯事件RPT仲裁において、仲裁人は、申立国であるアルゼンチンの途上国としての利害関係を「WTO諸規則に違反する価格帯制度によって阻害されている、チリ農産物市場へのアクセス」と同定している⁴³⁾。

このように、実施国が先進国であろうと途上国であろうと、21条2項の「開発途上加盟国」の範囲に、申立国である途上国が含まれることについては現在争いの余地はないように思われる。ただし、申立国である途上国が一般的に同項の射程に含まれるということと、個別の事例において申立途上国の「利害関心」がRPT決定に影響を及ぼすことは別問題である。というのも、次章で検討するように、現在に至るまで、申立国である途上国の「利害関心」がRPT決定に影響を及ぼしたことはないように思われるからである。

3. 第三国である途上国

他方で、21条2項のもと、「第三国」である途上国の利害関係に影響を及ぼす問題に対して注意が払われるべきか否かについては、現在まで明白ではない。この「第三国」である途上国という問題は、これまで3つの事件（ECバナナ事件 RPT仲裁、EC特惠事件RPT仲裁、EC砂糖輸出補助金事件RPT仲裁）で提起されているが、そのいずれもECが実施国となった事例である。これら仲裁においてECは、21条2項を援用し、DSBの勧告・裁定の実施によって、撤回・修正の対象である措置の受益者であるACP途上国の利害関係に影響を及ぼす問題について考慮を求めた。

これまでのRPT仲裁決定において、仲裁人はこの点に関して判断を明確に下したことはない。ECバナナ事件 RPT仲裁では、仲裁人は単に、21条2項を援用した途上申立国（エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ）に対して、「他の途上国の利害関係、とりわけバナナ生産国であるACP諸国の利害関係に影響を及ぼしてはいないか」という旨の質問をしたのみであり⁴⁴⁾、自らの判断を示すことはなかった。それに対して、EC特惠事件RPT仲裁やEC砂糖輸出補助金事件RPT仲裁では、第三国である途上国という問題に言及しつつも、ECによるDSBの勧告・裁定の実施によって途上加盟国の利害関係に影響を及ぼす方法や、それがRPTにいかなる影響を及ぼすべきかについて立証されなかったことを理由に判断を回避している⁴⁵⁾。

以上のように、現在までのところ、21条2項の「開発途上加盟国」には少なくとも実施国と申立国双方が含まれることは明確になったといえる。これに対

して、他のS&D規定である21条7項、8項については、2項のような解釈上の問題は提起されていない。というのも7項及び8項の場合、文言上、「問題が開発途上加盟国によって提起されたものである場合には」という限定が付されているからである。つまり、米国賭博サービス事件RPT仲裁において仲裁人が述べるように、「21条2項とは異なり、21条7項及び8項は明白に、問題を提起した途上加盟国、すなわち申立途上国に適用される」(強調仲裁人)⁴⁶⁾のである。

・ RPT仲裁におけるS&D規定の援用と適用

前章で検討したように、21条2項の「開発途上加盟国」には実施途上国と申立途上国の両者が含まれる。ただし注意すべきは、一般的に同項の射程に含まれるからといって、開発途上加盟国の「利害関心」とRPT決定との間に関連性が認められることにはならない、ということである。21条2項のもと、途上国のいかなる「利害関心」が認められ、かつRPT決定にどのような影響を及ぼしたかを知るためには、個別の事例を詳細に分析する必要がある。以下では、実施国・申立国である途上国によって同項が援用され、仲裁人によってその適用が否定された事例及び肯定された事例をそれぞれ検討する。

1. 21条2項の適用が否定された事例

すでに示したように、25の仲裁決定のうち12の事例において、紛争当事者によって21条2項が援用されてきた。しかし、そのほとんどにおいて、仲裁人は同項の適用を認めていない。その理由としては、「明確性 (specificity)」が欠如していたこと、又は実施国・申立国双方が途上国であったこと、の2つを指摘することができる。

(1) 「明確性」が欠如している場合

第一に、「明確性」の欠如であるが、これは実施国である途上国が援用した場合と、申立国である途上国が援用した場合とに区別することができる。前者について、明確性の欠如を理由に適用が否定された事例として、チリ酒税事件

RPT仲裁、アルゼンチン牛革事件RPT仲裁、及びチリ農産物価格帯事件RPT仲裁を指摘することができる。これらの事例において、実施途上国は21条2項を援用することでRPTの「延長」を試みたが、それに対して仲裁人は以下のように判示した。

……しかしながら、チリは、開発途上加盟国としての自国の特別の利害関係について、及びそれが追加立法を制定するための「妥当な期間」の長さにとどのように影響を及ぼすのかについて、十分に明確（specific）又は具体的ではなかった⁴⁷⁾。

……しかし、アルゼンチンは、開発途上加盟国としての自らの利害関係が、実際に、追加的な規則（Resolución General）に法的効力を与えるために必要な「妥当な期間」の長さにとどのように影響を及ぼすのか、十分に明確（specific）ではなかった⁴⁸⁾。

さらに、チリは、現在の状況において自ら開発途上加盟国として直面する、明確な（specific）追加的な障害について指摘しなかった⁴⁹⁾。

以上の決定が示すのは、実施国である途上国が21条2項を援用した場合、同国は、「開発途上加盟国としての利害関係」及び「当該利害関係がRPTの長さに及ぼす影響」の2つの点に関して、十分に明確でなければならない、ということである。

他方で、申立国が援用した場合で、明確性の欠如を理由に適用が否定された事例としては、米国パード修正条項事件RPT仲裁、EC特惠事件RPT仲裁及び米国賭博サービス事件RPT仲裁の3つを指摘することができる。いずれの場合も、申立国である途上国は、21条2項を援用してRPTの「短縮」を求めたが、仲裁人は以下のように述べ、その適用を否定した。

……しかしながら、申立国は、開発途上加盟国としての利害関係が、実施

のための「妥当な期間」の私の決定にどのように影響を及ぼすべきか、について明確に (*specific*) 説明しなかった。再び次のことを想起することが有用であろう。それは、RPTという用語はこれまで常に、「当該国の法制度のもとで可能な最短期間」を意味するものと解釈されてきたということである。それゆえ、いくつかの申立国が開発途上加盟国であるという事実が、本件においてDSBの勧告・裁定を実施するために、米国の法制度のもとで可能な最短期間の決定にどのように影響を及ぼすべきかを理解することに若干の困難を覚える⁵⁰⁾。(強調仲裁人)

……どちらの当事者も、これら諸国が開発途上加盟国として、ECの勧告・裁定の実施によりどのように特別に影響を受けるのかについて、またこのことがRPTの決定にどのように影響を及ぼすべきかについて、十分な説明や証拠を提示してこなかった⁵¹⁾。

私の見解では、アンティグアは、21条2項に明白に定められている基準を満たしていない……主張を裏付ける明確な (*specific*) 資料を提示しなかった。また、アンティグアは、自国産業の衰退と本件対象措置との明白な関連性をまったく証明しようとはしなかった……影響を受けるアンティグアの利害関係、及び同関係と問題となっている措置との関連性についてのより明確な (*specific*) 証拠又は立証がない以上、21条2項で示される基準を満たしたとはいえない⁵²⁾。

以上のように、申立国である途上国が21条2項を援用してRPTの短縮を求めた場合にも、同項が適用されるためには、「開発途上加盟国としての利害関係」及び「当該利害関係がRPTの長さに及ぼす影響」の2点に関して明確に立証することが必要となる。

(2) 実施国・申立国双方が途上国である場合

第二に、実施国・申立国双方が途上国であった場合であるが、両者ともに途

上国で、かつ21条2項を相互に援用した最初の事例が、チリ農産物価格帯事件RPT仲裁である。同仲裁では、実施国のチリと申立国のアルゼンチン双方が、21条2項を援用し、RPTの延長又は短縮を主張した。これに対して、仲裁人は次のように判示し、同項の適用を否定した。

……よって、チリが実際、DSBの勧告・裁定を実施するに際して途上国として障害に直面するかもしれない、また同様にアルゼンチンも、WTO非整合的な価格帯制度が継続する限り、途上国として困難に直面し続けるということが認められる。それゆえ、本件のような特別の事情においては、途上国の利害関係に払われるべき「特別の注意」によって、期間の延長にも短縮にもなびくことはない⁵³⁾。

しかし、実施国と申立国双方が途上国であり、かつ両者がともに21条2項等のS&D規定を援用した場合、同規定の適用がかならず排除されるというわけではない。というのも、最近のコロンビア入港規制措置事件RPT仲裁決定で示されたように、「一方当事者が、他の当事者よりも、途上国としての自らの地位と関連する問題によって深刻に影響を受けていることの立証に成功した場合」⁵⁴⁾には、同項の適用が認められる余地があるからである。

2. 21条2項の適用が肯定された事例

紛争当事者が21条2項を援用した12の事例のうち、仲裁人による同項の適用が一見して認められたように思われるのは、インドネシア自動車事件RPT仲裁、アルゼンチン牛革事件RPT仲裁、及びEC砂糖輸出補助金事件RPT仲裁の3つである。適用が認められた(ように思われる)理由としては、実施国である途上国が「深刻な経済的・財政的状况」にあること、又は明確な立証に成功したことの2つを指摘することができる。

(1) 実施途上国が「深刻な経済的・財政的状况」にある場合

第一に、インドネシア自動車事件RPT仲裁及びアルゼンチン牛革事件RPT仲

裁では、実施国が途上国であり、かつ「深刻な経済的・財政的状况」にあったことを理由として、21条2項の適用が認められた。例えば、インドネシア自動車事件RPT仲裁において、仲裁人は以下のように述べ、インドネシアに対して6箇月の追加期間を認めた。

.....インドネシアは、単なる途上国ではなく、現在極端にひどい(a dire)経済的・財政的状况にある途上国である。インドネシア自身、自国の経済が「ほとんど崩壊している(near collapse)」と述べている。このようなきわめて特別の事情においては、21条2項の諸規定にしたがい、途上国としてのインドネシアの利害関係に影響を及ぼす問題を十全に考慮することが適当である⁵⁵⁾。

また、アルゼンチン牛革事件RPT仲裁における仲裁人も、自らの途上国としての利害関係が、実際にRPTの期間にどのように影響を及ぼすのかについてアルゼンチンは十分に明確ではなかったとしつつ、インドネシア自動車事件RPT仲裁決定を引用し、次のように述べている。

.....21条3項(c)と関連するDSU21条2項のもと、DSBの勧告・裁定を実施しなければならないWTO加盟国が、深刻な(severe)経済的・財政的問題に直面する途上国であるという事情は適切に考慮されうる。アルゼンチンの場合、同国の経済が「ほとんど崩壊している」の否かについて議論はありえようが、深刻な経済的・財政的問題が現に存在することには疑いの余地はない⁵⁶⁾。

以上の2つの事例が示すのは、実施国が単なる途上国であるばかりではなく、
「極端にひどい(dire)」「深刻な(severe)」又は「経済がほとんど崩壊している(near collapse)」途上国の場合に、21条2項の適用が認められるということである。

(2) 申立途上国が明確な立証に成功した場合(？)

それでは、途上国が申立国である場合についてはどうであろうか。この点、一見したところ、EC砂糖輸出補助金事件RPT仲裁において、申立国であるブラジルとタイの主張が認められたように思われる。両国はともに、自国にとって砂糖産業がきわめて重要であり、ECの砂糖に対する輸出補助金が同産業に対して深刻な損害をもたらしていると主張し、それに関する証拠を提出した。その結果、仲裁人は、「証拠を精査した結果、最終的に、ブラジルとタイは、21条2項の目的にとっての開発途上加盟国として利害関係を示し、これら利害関係が本仲裁におけるRPTの決定と関連があることを立証した」⁵⁷⁾と判示した。

このように、EC砂糖輸出補助金事件では、仲裁人はブラジルとタイの開発途上加盟国としての利害関係及びRPT決定との関連性を認めたように思われる。しかし、同事件のように、申立国が途上国である場合に21条2項の適用が認められるか否かについては慎重な判断が必要である。というのも、その後のEC鶏肉分類事件RPT仲裁では、申立国であるブラジルが主張した「明確性」が認められたにもかかわらず、RPT決定への影響が否定されたからである。仲裁人は次のように述べている。

.....ブラジルは、自らの利害関係が本件で問題となっているECの措置によって実際に影響を受けていることを十分に示した.....しかし、すでに述べたように、RPTの決定は.....提案された委員会規則を実施するためにECの法制度のもとで可能な最短期間についての私の理解から導かれる。可能な最短期間に関して結論を得た以上、実施のためのRPTが、本件における申立国としてのブラジルが途上国であるという事実によってさらに影響を受けることはない⁵⁸⁾。

この点、EC鶏肉分類事件RPT仲裁決定を理解するためには、「特別の事情」と「DSBの勧告・裁定を実施するために当該国の法制度のもとで可能な最短期間」というRPTの定義との関係、さらに21条2項との関係について改めて確認する必要があるだろう。すなわち、カナダ医薬品特許事件RPT仲裁決定以降、

「特別の事情」は「実施国の法制度のもとで可能な最短期間に影響を及ぼしうる（及ぼす）もの」と定義された。その結果、途上国としての利害関係は、関連する「特別の事情」と認められる限りにおいて、「…最短期間」に影響を及ぼすことになる。この論理にしたがえば、EC鶏肉事件RPT仲裁決定は、21条2項のもと、途上国としての利害関係が影響を受けていることが認定されつつも、その事実が21条3項(c)の「特別の事情」として扱われなかった事例として捉えることができよう。その意味において、実際のところ、EC砂糖輸出補助金事件RPT仲裁決定との相違はそれほど大きくはない。というのも、同決定では確かに途上国としての利害関係及びRPT決定との関連性が認められたものの、当該利害関係が「…最短期間」の評価に及ぼす影響を及ぼしたかについては明示されていないからである。

EC鶏肉事件RPT仲裁決定が示唆するのは、申立国である途上国が21条2項を援用した場合、その適用が認められるためには、途上国としての利害関係及び当該利害関係が影響を受けていることの立証のみでは不十分である、ということである。このことは、先に検討した適用が否定した事例からも伺い知ることができる。すなわち、21条2項の適用が認められるためには、「開発途上国としての利害関係（及び同利害関係が影響を受けているという事実）」のみならず、「当該利害関係がRPTの長さに及ぼす影響」について明確に立証することが求められる。この立証に成功することによって、21条3項(c)のもと、申立国が途上国であるという事実が「特別の事情」として認められ、RPT、すなわち「DSBの勧告・裁定を実施するために当該国の法制度のもとで可能な最短期間」に影響を及ぼすことになる。

結

以上の分析をまとめると次のようになる。まず、21条2項の「開発途上加盟国」に実施国である途上国のみならず、申立国である途上国が含まれることについて争いはない。他方で、第三国である途上国が、同項の「開発途上加盟国」に含まれるか否かについてはいまだ不明である。

続いて、21条2項の適用に関して、同項のもと、途上国としての利害関係や途上国としての事実が「特別の事情」として考慮され、実際にRPTの決定に影響を及ぼすのは次の場合である。第一に、途上国が仲裁人に対して、「開発途上加盟国としての利害関係」及び「当該利害関係がRPTの長さに及ぼす影響」を明確に立証した場合である。このことは、途上国が実施国である場合にも申立国である場合にも当てはまる。ただし、この立証は、途上国が実施国であり、かつ「深刻な経済的・財政的状况」にあるときには一応 (*prima facie*) 推定される(インドネシア自動車事件RPT仲裁決定、アルゼンチン牛革事件RPT仲裁決定)。第二に、実施国及び申立国双方が途上国である事例において、実施途上国が、申立途上国よりも自らの利害関係のほうが「深刻に」影響を受けていることの立証に成功した場合である。この可能性は、コロンビア入港規制措置事件RPT仲裁決定において示唆されたが、現在に至るまで認められたことはない。

このように、RPT決定における21条2項に代表されるS&D規定の意義は、現在までのところ限定的であるといわざるをえないが、しかしまったく否定されるものでもない。実際、インドネシア自動車事件RPT仲裁やアルゼンチン牛革事件RPT仲裁では、S&D規定の適用が認められ、実施国である途上国に対して追加的な期間が付与された。したがって今後も、実施国である途上国が「深刻な経済的・財政的状况」にある場合、又はそれ以外でも「自国の法制度のもとで可能な最短期間」と「途上国としての利害関係」との関連性の明確な立証に成功した場合には、RPTの延長が認められることは十分に想定することができる⁵⁹⁾。

他方で、申立国である途上国については、21条2項が適用され、その結果、RPTの短縮が明示的に認められた事例は存在しない。この背景には、現在の「DSBの勧告・裁定を実施するために当該国の法制度のもとで可能な最短期間」というRPTの定義、及び「実施国の法制度のもとで可能な最短期間に影響を及ぼしうるもの」という「特別の事情」の定義が存在する。というのも、「途上国としての利害関係」が先進実施国に付与されるRPTを短縮する「特別の事情」として認められるためには、当該利害関係と「...最短期間」との関連性を明確

に立証しなければならないが、実施途上国の場合とは異なり一応の推定が認められない以上、この立証はきわめて困難だからである。

さらに指摘しておくべきは、文末の表が示すように、S&D規定の適用が認められた場合にせよ、RPTが「15箇月」という指針を超えることはほとんどないという事実である⁶⁰。確かに、現在のRPTの定義及び決定方法は、勧告・裁定の「速やかな実施」(21条1項) さらにはWTO諸協定の違反状態の「迅速な解決」(3条3項)には資するものであり、RPTの不合理な延長はWTO紛争処理手続の実効性を大きく損なう。しかし21条3項(c)が「15箇月の期間は、特別の事情があるときは、短縮し又は延長することができる」と規定している以上、「15箇月」が厳格な上限というわけではない。この点、途上国の直面する困難や影響を受ける利害関係によっては、15箇月を超えるRPTが認められてしかるべきであろう。その際、21条2項をはじめとするS&D規定が、RPT決定の柔軟性を確保する機能を果たすことが期待される。

本稿では、主に21条2項の援用・適用に焦点を当てることで、これまで実効性の欠如の理由とされてきた文言の抽象性にもかかわらず、S&D規定がRPT決定において一定の意義を有していること、ただしそこには限界も同時に存在することを示した。この点、S&D規定の限界は、文言の抽象性というよりもむしろ、迅速性と柔軟性というRPTに内在する2つの要請のうち、迅速性が強調されてきたことに由来する。今後も現在の均衡状態が継続するか否か、またこの均衡に対してS&D規定がいかなる影響を及ぼしうるかについて、さらなる注視が求められよう。

RPT仲裁決定(2012年1月10日現在)

事 例	日 時	仲裁人	申立国	被申立国	RPT	S&D
日本酒税事件 (DS8, 10, 11)	1997/2/14	J. Lacarte-Muro	米国(5箇月) EC(15箇月) カナダ(15箇月)	日本 (23箇月)	15箇月	
ECバナナ事件 (DS27)	1998/1/7	S. El-Naggar	エクアドル メキシコ ホンジュラス 米国 グアテマラ (9箇月)	EC (15箇月1週間)	15箇月 1週間	○
ECホルモン牛肉事件 (DS26, 48)	1998/5/29	J. Lacarte-Muro	米国、カナダ (10箇月)	EC (39箇月)	15箇月	
インドネシア 自動車事件 (DS54, 55, 59, 64)	1998/12/7	C. Beeby	EC(6箇月) 米国(1箇月) 日本(表明せず)	インドネシア (15箇月)	12箇月	○
オーストラリア鮭事件 (DS18)	1999/2/23	S. El-Naggar	カナダ (15箇月未満)	オーストラリア (15箇月)	8箇月	
韓国酒税事件 (DS75, 84)	1999/6/4	C.-D. Ehlermann	EC(6箇月) 米国(6箇月)	韓国 (15箇月)	11箇月 2週間	
チリ酒税事件 (DS,87, 110)	2000/5/23	F. Feliciano	EC (8箇月9日)	チリ (18箇月)	14箇月 9日	○
カナダ医薬品特許事件 (DS114)	2000/8/18	J. Bacchus	EC (12箇月)	カナダ (11箇月)	6箇月	
カナダ自動車協定事件 (DS139, 142)	2000/10/4	J. Lacarte-Muro	EC(3箇月) 日本(90日)	カナダ (11箇月12日)	8箇月	
米国音楽著作権法事件 (DS160)	2001/1/15	J. Lacarte-Muro	EC(10箇月)	米国 (15箇月)	12箇月	
カナダ特許保護 期間事件 (DS170)	2001/2/28	C.-D. Ehlermann	米国(6箇月)	カナダ (14箇月2日)	10箇月	
米国1916年法事件 (DS136, 162)	2001/2/28	A.V. Ganesan	EC(6箇月10日) 日本(6箇月)	米国 (15箇月)	10箇月	
アルゼンチン牛革事件 (DS155)	2001/8/31	F. Feliciano	EC(8箇月)	アルゼンチン (46箇月15日)	12箇月 12日	○
米国・日本熱延鋼事件 (DS184)	2002/2/19	F. Feliciano	日本(10箇月)	米国 (18箇月)	15箇月	

WTO紛争処理と途上国

チリ農産物価格帯事件 (DS207)	2003/3/17	J. Lockhart	アルゼンチン (9箇月6日)	チリ (18箇月)	14箇月	○
米国バード修正 条項事件 (DS217, 234)	2003/6/13	Y. Taniguchi	オーストラリア、 ブラジル、カナダ、 チリ、EC、インド、 インドネシア、 日本、韓国、 メキシコ、タイ (6箇月)	米国 (15箇月)	11箇月	○
EC特惠事件 (DS246)	2004/9/20	J. Lockhart	インド (6箇月2週間)	EC (20箇月10日)	14箇月 11日	○
米国OCTG サセツレビュー事件 (DS268)	2005/6/7	A.V. Ganesan	アルゼンチン (7箇月)	米国 (15箇月)	12箇月	○
米国賭博 サービス事件 (DS285)	2005/8/19	C.-D. Ehlermann	アンティグア (1箇月=スポーツ 非関連賭博、 スポーツ関連賭博 =6箇月)	米国 (15箇月)	11箇月 2週間	○
EC砂糖輸出 補助金事件 (DS265, 266, 283)	2005/10/28	A.V. Ganesan	オーストラリア (6箇月8日又は11箇月2日) ブラジル (6箇月8日又は7箇月8日) タイ (6箇月8日又は7箇月8日)	EC (19箇月12日)	12箇月 3日	○
EC鶏肉分類事件 (DS269, 286)	2006/2/20	J. Bacchus	ブラジル(5箇月10日) タイ(6箇月)	EC (26箇月)	9箇月	○
日本韓国製DRAM事件 (DS336)	2008/5/5	D. Unterhalter	韓国 (5箇月2週間)	日本 (15箇月)	8箇月 2週間	
ブラジル 再生タイヤ事件 (DS332)	2008/8/29	Y. Taniguchi	EC(10箇月)	ブラジル (21箇月)	12箇月	
米国メキシコ製 ステンレス鋼 アンチダンピング措置 事件(DS344)	2008/10/31	F. Feliciano	メキシコ(7箇月)	米国 (15箇月)	11箇月 10日	
コロンビア入港 規制措置事件 (DS366)	2009/10/2	G. Sacerdoti	パナマ (4箇月19日)	コロンビア (15箇月)	8箇月 15日	○

注

- (1) 紛争処理方法に関する「権力指向的 (power-oriented)」、「ルール指向的 (rule-oriented)」という区別については次を参照。J.H. Jackson, “The Crumbling Institutions of the Liberal Trade System”, *J.W.T.L.*, Vol.12, No.2, 1978, pp.98-101; J.H. Jackson, “Governmental Disputes in International Trade Relations: A Proposal in the Context of GATT”, *J.W.T.L.*, Vol.13, No.1, 1979, pp.1-21; J.H. Jackson, *The World Trading System: Law and Policy of International Economic Relations*, 2nd ed. (Cambridge, M.A.: The MIT Press, 1997), pp.109-112.
- (2) *United States-Standards for Reformulated and Conventional Gasoline* (WT/DS2).
- (3) W.J. Davey (川島富士雄訳)「WTOシステムにおける紛争解決に関する諸問題」『貿易と関税』1997年1月号(1997年)83頁。
- (4) WTO紛争処理手続において途上国が負うコストや直面する困難については、すでに多くの分析がなされている。近年の研究として、例えば以下を参照。N. Meagher, “Representing Developing Countries in WTO Dispute Settlement Proceedings”, in G.A. Bermann and P.C. Mavroidis (eds.), *WTO Law and Developing Countries* (Cambridge: Cambridge University Press, 2007), pp.213-226; C.P. Bown, *Self-Enforcing Trade: Developing Countries and WTO Dispute Settlement* (Washington, D.C.: Brookings Institution Press, 2009); W.J. Davey, “The WTO Dispute Settlement System: How Have Developing Countries Fared?”, in Z. Drabek (ed.), *Is the World Trade Organization Attractive Enough for Emerging Economies?: Critical Essays on the Multilateral Trading System* (Hampshire: Palgrave Macmillan, 2010), pp.295-332; G.C. Shaffer and R. Meléndez-Ortiz (eds.), *Dispute Settlement at the WTO: The Developing Country Experience* (Cambridge: Cambridge University Press, 2010); G.N. Horlick and K. Fennell, “WTO Dispute Settlement from the Perspective of Developing Countries”, in Y.-S. Lee, G.N. horlick, W.-M. Choi, and T. Broude (eds.), *Law and Development Perspective on International Trade Law* (Cambridge: Cambridge University Press, 2011), pp.161-178.
- (5) 国家平等観念における実質的平等の位置づけについてはさしあたり、拙稿「国家平等原則の概念枠組み 日本国際法学における展開」『法学新報』116巻3・4号(2009年)221-248頁、参照。
- (6) この点、WTOの前身であるガットの紛争処理手続においても、途上国を優遇する制度や規定が存在していたことには留意する必要がある。ガット紛争処理におけるS&D規定の意義に関しては、拙稿「ガット・WTO紛争処理制度における手続規範の多重性」『中央大学大学院研究年報(法学研究科篇)』36号(2006年)1-23頁、参照。
- (7) S&D規定の実効性(の欠如)に関する詳細な分析として次を参照。A. Alavi, *Legalization of Development in the WTO: Between Law and Politics* (the Netherlands: Kluwer Law International, 2009), pp.153-187.
- (8) S&D規定を法的性質という観点から概観するものとして、例えば次を参照。E. Kessie, “The Legal Status of Special and Differential Treatment Provisions under the WTO Agreements”, G.A. Bermann and P.C. Mavroidis (eds.), *supra* note 4, pp.12-35. な

お、日本でもWTOが設立されて以降、WTO諸協定中のS&D規定に関して多くの研究がなされてきた。さしあたり以下を参照。西海真樹「南北問題と国際立法」『国際法外交雑誌』95巻6号(1997年)1-34頁；柳赫秀「WTOと途上国 - 途上国の『体制内化』の経緯と意義(上)(中)(下)(下・完)」『貿易と関税』1998年7月号(1998年)68-81頁、10月号(1998年)64-87頁、2000年7月号(2000年)49-73頁、9月号(2000年)48-57頁；位田隆一「国際貿易体制と発展途上国」『国際問題』493号(1998年)48-60頁；箭内彰子「『特別かつ異なる待遇』の機能とその変化 - WTO諸協定における開発途上国優遇措置」今泉慎也編『国際ルール形成と開発途上国 - グローバル化する経済法制改革』(アジア経済研究所、2007年)53-82頁。

- (9) DSU中のS&D規定に関してはすでに多くの研究が存在し、RPT決定への影響についても分析がなされている。ただし、既存の研究はDSUに含まれるすべてのS&D規定を包括的に扱う反面、RPT決定との関連性について詳細な分析がなされていないように思われる。既存の研究については例えば以下を参照。M.E. Footer, "Developing Countries Practice in the Matter of WTO Dispute Settlement", *J.W.T.*, Vol.35, No.1, 2001, pp.55-98; J.L.P. Gabilondo, "Developing Countries in the WTO Dispute Settlement Procedures: Improving their Participation", *J.W.T.*, Vol.35, No.4, 2001, pp.483-488; A. Alavi, *supra* note 7, pp.157-163.
- (10) この点、いわゆるクロス・リタリエーションの適用による、加盟国間の力の格差の是正が積極的に論じられている対抗措置とは対照的である。同問題についてはさしあたり、張博一「WTO紛争処理におけるクロス・リタリエーション - 義務違反国への履行促進の視点から見たその機能と限界」『日本国際経済法学会年報』20号(2011年)189-211頁、参照。
- (11) 筆者の知る限り、日本ではRPTに関する包括的な研究はいまだ存在しない。ただし、いくつかのRPT仲裁決定は、WTOに関する判例集で取り上げられている。以下を参照。中川淳司「カナダの医薬品特許保護」、田村次郎「米国の2000年継続ダンピング・補助金相殺法(パード修正条項)」松下、清水、中川編『ケースブックWTO法』(有斐閣、2009年)174-175頁。また、2005年3月1日までのRPT決定を含む履行状況を概観するうえでは、川瀬、荒木編『WTO紛争解決手続における履行制度』(三省堂、2005年)432-441頁の一覧表が有用である。
- (12) Shin-yi Peng, "How Much Time is Reasonable?: The Arbitral Decisions under Article 21.3 (c) of the DSU", *Berkeley Journal of International Law*, Vol.26, No.1, 2008, pp. 323-351。それ以前の研究としては、例えば次を参照。W. Zdouc, "The reasonable period of time for compliance with rulings and recommendations adopted by the WTO Dispute Settlement Body", R. Yerxa and B. Wilson (eds.), *Key Issues in WTO Dispute Settlement: The first ten years* (Cambridge: Cambridge University Press, 2005), pp.88-95.
- (13) DSU21条の原文は以下の通りである。
- Article 21 Surveillance of Implementation of Recommendations and Rulings
1. Prompt compliance with recommendations or rulings of the DSB is essential in order to ensure effective resolution of disputes to the benefit of all Members.

2. Particular attention should be paid to matters affecting the interests of developing country Members with respect to measures which have been subject to dispute settlement.
3. At a DSB meeting held within 30 days¹¹ after the date of adoption of the panel or Appellate Body report, the Member concerned shall inform the DSB of its intentions in respect of implementation of the recommendations and rulings of the DSB. If it is impracticable to comply immediately with the recommendations and rulings the Member concerned shall have a reasonable period of time in which to do so. The reasonable period of time shall be:
 11. If a meeting of the DSB is not scheduled during this period, such a meeting of the DSB shall be held for this purpose.
 - (a) the period of time proposed by the Member concerned, provided that such period is approved by the DSB; or, in the absence of such approval,
 - (b) a period of time mutually agreed by the parties to the dispute within 45 days after the date of adoption of the recommendations and rulings; or, in the absence of such agreement,
 - (c) a period of time determined through binding arbitration within 90 days after the date of adoption of the recommendations and rulings. In such arbitration, a guideline for the arbitrator¹³ should be that the reasonable period of time to implement panel or Appellate Body recommendations should not exceed 15 months from the date of adoption of a panel or Appellate Body report. However, that time may be shorter or longer, depending upon the particular circumstances.
 12. if the parties cannot agree on an arbitrator within ten days after referring the matter to arbitration, the arbitrator shall be appointed by the Director-General within ten days, after consulting the parties.
 13. The expression " arbitrator " shall be interpreted as referring either to an individual or a group.

(...)

7. If the matter is one which has been raised by a developing country Member, the DSB shall consider what further action it might take which would be appropriate to the circumstances.
8. If the case is one brought by a developing country Member, in considering what appropriate action might be taken, the DSB shall take into account not only the trade coverage of measures complained of, but also their impact on the economy of developing country Members concerned.

—
—
九

- (14) M.E. Footer, " Developing Country Practice in the Matter of WTO Dispute Settlement ", *J.W.T.*, Vol.35, No.1, 2001, p.70.
- (15) WTO Secretariat, *Implementation of Special and Differential Treatment Provisions in WTO Agreements and Decisions*, 25 October 2000 (WT/COMTD/W/77), pp.70-72.
- (16) *Improvements to the GATT Dispute Settlement rules and Procedures*, Decision

- of 12 April 1989 (BISD 31S/9).
- (17) E. Canal-Forgues and R. Ostrihansky, “New Developments in the GATT Dispute Settlement Procedures”, *J.W.T.*, Vol.24, No.2, 1990, pp.78-79.
- (18) Award of the Arbitrator under Article 21.3(c) of the DSU, *EC Measures concerning Meat and Meat Products (Hormones)*, 29 May 1998 (WT/DS26/15, WT/DS48/13).
- (19) Award of the Arbitrator under Article 21.3(c) of the DSU, *Japan-Taxes on Alcoholic Beverages*, 14 February 1997 (WT/DS8/15, WT/DS10/15, WT/DS11/13).
- (20) Award of the Arbitrator under Article 21.3(c) of the DSU, *EC-Regime for the Importation, Sale and Distribution of Bananas*, 7 January 1998 (WT/DS27/15).
- (21) Award of the Arbitrator, *EC Measures concerning Meat and Meat Products (Hormones)*, *supra* note 18, para.25.
- (22) *Ibid.*, para.26.
- (23) W. Zdouc, *supra* note 12, p.91.
- (24) Award of the Arbitrator under Article 21.3(c) of the DSU, *Canada-Patent Protection of Pharmaceutical Products*, 18 August 2000 (WT/DS114/13), para.48.
- (25) *Ibid.*, para.52. **カナダ医薬品特許事件RPT仲裁決定以降、「特別の事情」は「…最短期間」を算出する要素として位置づけられたように思われるが、初期の仲裁決定においては、両者が独立して捉えられることがあったことに留意が必要である。例えば、インドネシア自動車事件RPT仲裁では、まず「…最短期間」として6箇月が算出され、その後、「特別の事情」が検討された結果、6箇月の追加期間が認められた。すなわち、同仲裁決定では、RPTは「…最短期間 15箇月」ではなく、「…最短期間± 15箇月」という定式のもとに決定され、「特別の事情」は同定式のなかの「±」を認定する要素として位置づけられていたとみなすことができる。** Award of the Arbitrator under Article 21.3(c) of the DSU, *Indonesia-Certain Measures affecting the Automobile Industry*, 7 December 1998 (WT/DS54/15, WT/DS55/14, WT/DS59/13, WT/DS64/12), paras.22-24.
- (26) Award of the Arbitrator, *EC Measures concerning Meat and Meat Products (Hormones)*, *supra* note 18, para.38. **なお、この実施手段の選択という問題は、カナダ医薬品特許事件RPT仲裁等において、DSU21条3項と21条5項の管轄権の配分として提起されることになる。この点については、Shin-yi Peng, *supra* note 12, pp.346-347、参照。**
- (27) Award of the Arbitrator, *EC Measures concerning Meat and Meat Products (Hormones)*, *supra* note 18, para.27. **立証責任に関してはその後、カナダ医薬品特許事件RPT仲裁決定において、実施期間の妥当性の立証責任は「実施国」が負うものと判示された。** Award of the Arbitrator, *Canada-Patent Protection of Pharmaceutical Products*, *supra* note 24, para.47.
- (28) 彭心儀は、これまでの仲裁決定において援用された「特別の事情」を、(1) 議会日程、(2) 立法手続、(3) 政治的 중요さ、(4) 特別の(政治的)出来事、(5) 財政上の問題、(6) 途上国、(7) その他の経済的問題、(8) 科学的研究、(9) 他の国際的義務、(10) 「懲罰的(punitive)」期限設定に区別し分析している。Shin-yi Peng, *supra* note 12, pp.334-346. この点、WTO自身は、「特別の事情」に該当する要素として、(1)立法の

複雑性、(2)WTO非整合的措置の社会における役割、(3)立法システムの柔軟性、(4)法規則の発効に関する規則、(5)制度的変更の5つに区別して論じ、また「特別の事情」に該当しない例としては、構造調整、行政府の限られた権限、実施に伴う経済的・財政的結果などを指摘している。WTO, *Analytical Index: Guide to WTO Law and Practice*, Retrieved January 10, 2011, from http://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/analytic_index_e/dsu_08_e.htm#article21B3c.

- (29) Award of the Arbitrator under Article 21.3(c) of the DSU, *Indonesia-Certain Measures affecting the Automobile Industry*, *supra* note 25.
- (30) Award of the Arbitrator under Article 21.3(c) of the DSU, *Chile-Taxes on Alcoholic Beverages*, 23 May 2000 (WT/DS87/15, WT/DS110/14).
- (31) Award of the Arbitrator under Article 21.3(c) of the DSU, *Argentina-Measures affecting the Export of Bovine Hides and the Import of Finished Leather*, 31 August 2001 (WT/DS155/10).
- (32) Award of the Arbitrator under Article 21.3(c) of the DSU, *Chile-Price Band System and Safeguard Measures relating to Certain Agricultural Products*, 17 March 2003 (WT/DS207/13).
- (33) Award of the Arbitrator under Article 21.3(c) of the DSU, *Colombia-Indicative Prices and Restrictions on Ports of Entry*, 2 October 2009 (WT/DS366/13).
- (34) Award of the Arbitrator, *EC-Regime for the Importation, Sale and Distribution of Bananas*, *supra* note 20.
- (35) Award of the Arbitrator under Article 21.3(c) of the DSU, *United States-Continued Dumping and Subsidies Offset Act of 2000*, 13 June 2003 (WT/DS217/14, WT/DS234/22).
- (36) Award of the Arbitrator under Article 21.3(c) of the DSU, *EC-Conditions for the Granting of Tariff Preferences to Developing Countries*, 20 September 2004 (WT/DS246/14).
- (37) Award of the Arbitrator under Article 21.3(c) of the DSU, *United States-Sunset Review of Anti-dumping Measures on Oil Country Tubular Goods from Argentina*, 7 June 2005 (WT/DS268/12).
- (38) Award of the Arbitrator under Article 21.3(c) of the DSU, *United States-Measures affecting the Cross-Border Supply of Gambling and Betting Services*, 19 August 2005 (WT/DS285/13).
- (39) Award of the Arbitrator under Article 21.3(c) of the DSU, *EC-Export Subsidies on Sugar*, 28 October 2005 (WT/DS256/33, WT/DS266/33, WT/DS283/14).
- (40) Award of the Arbitrator under Article 21.3(c) of the DSU, *EC-Customs Classification of Frozen Boneless Chicken Cuts*, 20 February 2006 (WT/DS269/13, WT/DS286/15).
- (41) Award of the Arbitrator, *United States-Continued Dumping and Subsidies Offset Act of 2000*, *supra* note 35, para.81.
- (42) Award of the Arbitrator, *EC-Export Subsidies on Sugar*, *supra* note 39, para.99.
- (43) Award of the Arbitrator, *Chile-Price Band System and Safeguard Measures relating to Certain Agricultural Products*, *supra* note 32, para.55. 同様に次も参

- 照。Award of the Arbitrator, *United States-Measures affecting the Cross-Border Supply of Gambling and Betting Services*, *supra* note 38, para.59.
- (44) Award of the Arbitrator, *EC-Regime for the Importation, Sale and Distribution of Bananas*, *supra* note 20, para.16.
- (45) Award of the Arbitrator, *EC-Conditions for the Granting of Tariff Preferences to Developing Countries*, *supra* note 36, para.58; Award of the Arbitrator, *EC-Export Subsidies on Sugar*, *supra* note 39, paras.102-104.
- (46) Award of the Arbitrator, *United States-Measures affecting the Cross-Border Supply of Gambling and Betting Services*, *supra* note 38, para.61. **同様に次も参照。** Award of the Arbitrator, *EC-Export Subsidies on Sugar*, *supra* note 39, para.99.
- (47) Award of the Arbitrator, *Chile-Taxes on Alcoholic Beverages*, *supra* note 30, para.44.
- (48) Award of the Arbitrator, *Argentina-Measures affecting the Export of Bovine Hides and the Import of Finished Leather*, *supra* note 31, para.51. **ただし後にもるように、同仲裁では、実施国であるアルゼンチンの主張が認められ、仲裁人による21条2項の適用が認められたように思われる。**
- (49) Award of the Arbitrator, *Chile-Price Band System and Safeguard Measures relating to Certain Agricultural Products*, *supra* note 32, para.56.
- (50) Award of the Arbitrator, *United States-Continued Dumping and Subsidies Offset Act of 2000*, *supra* note 35, para.81.
- (51) Award of the Arbitrator, *EC-Conditions for the Granting of Tariff Preferences to Developing Countries*, *supra* note 36, para.58.
- (52) Award of the Arbitrator, *United States-Measures affecting the Cross-Border Supply of Gambling and Betting Services*, *supra* note 38, paras.62-63.
- (53) Award of the Arbitrator, *Chile-Price Band System and Safeguard Measures relating to Certain Agricultural Products*, *supra* note 32, para.56.
- (54) Award of the Arbitrator, *Colombia-Indicative Prices and Restrictions on Ports of Entry*, *supra* note 33, para.106.
- (55) Award of the Arbitrator, *Indonesia-Certain Measures affecting the Automobile Industry*, *supra* note 29, para.24.
- (56) Award of the Arbitrator, *Argentina-Measures affecting the Export of Bovine Hides and the Import of Finished Leather*, *supra* note 31, para.51.
- (57) Award of the Arbitrator, *EC-Export Subsidies on Sugar*, *supra* note 39, para.101.
- (58) Award of the Arbitrator, *EC-Customs Classification of Frozen Boneless Chicken Cuts*, *supra* note 40, para.82.
- (59) **ミーガーム、DSU中のS&D規定の多くがその適用を否定されているのに対して、21条2項はその例外であると指摘している。** N. Meagher, *supra* note 4, p.224.
- (60) **唯一15箇月を超えたのが、ECバナナ事件 RPT仲裁決定(15箇月1週間)である。**